

弘前市第三セクター評価委員会運営規則

平成26年3月20日
弘前市規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市附属機関設置条例(平成26年弘前市条例第2号)第5条の規定に基づき、弘前市第三セクター評価委員会(以下「評価委員会」という。)の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第3条 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

2 評価委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、経営戦略部行政経営課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に評価委員会の委員長及び委員があらかじめ指名する委員の職にある者は、それぞれこの規則の施行の日に、第3条第1項に定める評価委員会の委員長及び同条第3項に定める委員長があらかじめ指名する委員として定められたものとみなす。

(最初の会議の招集)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の評価委員会の会議は、市長が招集する。